

## 消費生活 相談室

# 天皇陛下の退位に 便乗した商法にご注意を

天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられており、国生

活センターからも注意が呼びかけられています。購入する意思がなければ、はつきりと断りましょう。

### 【事例】

見知らぬ事業者から「平成から年号が変わる。天皇陛下のアルバムを買わないか」と電話があり、皇室に興味があったので、少し話を聞いてしまった。本来8万円だが、3万8,000円で買えると言わた。最終的に断つたのに一方的に自宅にアルバムが配送され、夫が受け取つてしまつた。

☆購入するつもりがなければ、はつきりと断りましょう

話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入するつもりがないければ、「いりません。もう電話しないでください」等と言つて、早いうちにきっぱりと断りましょう。電話で一度断つたにもかかわらず再勧誘すること

は、禁止されています。

☆断つたにもかかわらず、商品が送り付けられた場合は、代金を支払わずに受け取りを拒否しましょう

受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。

相手の連絡先等が分からぬことが多く、代引配達で支払った代金を取り戻すことは非常に困難ですので、絶対に支払わないでください。

商品を注文した時は家族に伝えるようになり、「誰が注文したかわからない荷物は受け取らない」というルールを家族で作つておくといいでしょう。

☆商品を受け取つてしまつても、絶対にお金を郵送したり振り込まないで現金書留封筒や振込用紙を同封して商品が送り付けられことがありますが、絶対にお金を郵送したり振り込まないでください。

☆一方的に商品を送り付けられ、受け取つてしまつても、一定期間経過後は自由に処分できますので、それまではそのまま保管しておきましょう

送りつけ商法で送られた商品について

ては、

(1)商品を受け取つた日から14日間

(2)商品の引き取りを販売業者に請求した場合は7日間

を過ぎても販売業者が引き取りにこなれば、商品を自由に処分してもよいので、代金を支払う必要もありません。

☆電話で勧誘されて商品の送付を承諾してしまつた場合、クーリング・オフができます

事業者からの電話で商品の購入を断りきれずに承諾し、商品が届いた場合でも、契約書面を受け取つた日から8日以内ならクーリングオフが可能です。

